入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日: 令和5年1月27日)

нн /ш	D 77 × 10 1 D	 -		(ホームページ掲載日:令和5年1月27日)
開催	昇催日及び場所			令和4年12月9日(金曜日) 九州森林管理局 4 階 第 2 会議室
委員				鹿瀬島 正 剛 (弁護士) 諏 佐 マ リ (熊本大学大学院人文社会科学研究部准教授) 村 中 剛 士 (公認会計士)
審議	審議対象期間			令和4年7月1日~9月30日
審議対象案件				165件 うち、1者応札案件81件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
抽出案件				10件 うち、1者応札案件 6件 (抽出率6%) (抽出率7%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率 %)
	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		指名競	公募型指名競争	
			工事希望型競争	
		争	その他の指名競争	
		随意契約		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	業務	一般競争		2件 うち、1 者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		指名競争	公募型競争	
			簡易公募型競争	
抽出案			その他の指名競争	
案件内		随意契約	公募型プロポーザル	
訳			簡易公募型プロポーザル	
			標準型プロポーザル	
			その他の随意契約	
	物品• 役務等	_	般 競 争	5件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		指名競争		
		随意契約(企画競争・公募)		
	(A+ ⇒¬ →	随意契約(その他)		
	(特記事項)			特になし

	質問	回答
委員からの意見・質 問それに対する回答 等	なった理由はなにか。	応するための路盤等の強度が十分でないことや、トラック輸送に対応した路網配置となっていないことにより搬出機能が十分発揮されないことなどを解消するため、ストックポイントの整備や林道の路盤強化などを一体的に実施するもので、既設林道の路肩や排水施設、路盤舗装など、より安全・安心に走行できるようにするための改良工事をネットワーク機能強化事業として実施している。こうした趣旨を各署等に対し工事対象箇所について照会を行い、検討した結果を局に提出してもらっている。提出された箇所は、予算要求の段階で林野庁へ報
	・特殊修繕工事においても発注見通しを公表しているのか。	告を行い、その結果、小河内林道に予算付けされたことから工事対象箇所となった。 ・通常の新設や改良といった工事と同様に早期発注に向けた対応として、発注見通しを公表している。
	・No.5(虹の松原保全管理に関する調査請負業務)の調査内容は特殊で難しいものなのか。	・調査自体は難しいものではないと聞いているが、専門的な知見を有する学識経験者からの意見聴取や現地調査結果の解析・報告書の作成に時間を要すると聞いている。
		・市場起算点など決められたルールの下で積算していることから、現場から近い事業者が有利になる訳ではない。
	・No.9(物品の購入(地上型3Dレーザスキャナ等)(3式))について、地上型3Dレーザスキャナは複数機種があるのか。また、機種を指定し発注を行っているのか。	・地上型3Dレーザスキャナは複数の機種が存在し、高価な機械には衛星から受信する機能が付いているが、複雑な操作でメンテナンスの維持管理費が掛かるため、入札では操作が安易で雨天時でも使用可能機種を求めている。そういった機種仕様の内容を記載し、機種自体は指定せず、同等品も可能としているところである。
	・3式と書いてあるが、地上型3Dレーザスキャナを3台購入したということか。	・機械と本体、パソコン、ソフトを併せて1式になっている ことから、それを3式購入したということである。
	捕獲等事業(屋久島地域))について、神奈川の事業者	・国有林の有害鳥獣捕獲は、職員による捕獲、市及び 猟友会とのシカ捕獲協定締結による捕獲、入札による 有害鳥獣捕獲事業により実施しており、協定によるシカ 捕獲については、民有地に近い国有林において、主に 地元猟友会が貸し出されたワナによる捕獲を行ってい る。 また、入札による有害捕獲事業については、署等に
		おいてシカ捕獲協定実施箇所と重複しないよう実施区域の計画を立て、一般競争入札を行ったうえで、落札した事業者が作業を実施しており、地元猟友会との調整を図っている。
	・屋久島は世界遺産に登録されているが、そういった特別な場所での捕獲事業に対し規制等ないのか。	・屋久島地域のシカ捕獲については、シカによる希少植物等の減少等自然環境に係る影響に伴い、ヤクシカ生息状況等のモニタリング調査やヤクシカの個体数調整を屋久島世界遺産地域管理計画書に基づき、各行政機関で実施している。
委員会による意見の 具申又は勧告の内容[これらに対し部 局長が講じた措置] 事務局:九州森林管]	特になし	

事務局:九州森林管理局企画調整課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。 (注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。